

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

令和8年2月19日（木）

開 催 日 時 令和8年2月19日（木） 午後2時00分～午後4時00分

開 催 場 所 市役所 505会議室

出 席 委 員 青木由美子 教育長

阿部善雄 教育長職務代理者

吉本一謙 委員

川辺美沙 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長

寺本英雄 教育指導担当部長兼指導課長

足立浩志 地域学習担当部長

細村英男 教育総務課長

後藤信章 施設更新担当課長

利光良平 学務課長

本橋義浩 学校支援担当課長

山下大輔 教育施策推進担当課長

竹中敏明 地域学習支援課長

松長功二 中央公民館長

松本高志 中央図書館長

横山雅敏 地域コミュニティ担当課長

田野倉勇 文化スポーツ課長

高田賢治 文化スポーツ課文化財担当係長

岡野幸一 指導主事

小柳津智子 指導主事

書 記 川瀬亮子 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任

傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

なお、本日は望月委員からご都合によりご欠席との届出をいただいております。

（署名委員）

○青木教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、川辺委員及び私、青木でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（８）から（１０）まで及び議案第３６号から第３９号までは、人事案件及び個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は挙手願います。

－賛成者挙手－

○青木教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○青木教育長

初めに、委員報告事項を行います。

（１）東京都市町村教育委員会連合会第３回理事会及び第２回理事研修会について、阿部教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○阿部教育長職務代理者

それでは、私のほうから委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第３回理事会及び第２回理事研修会についてご報告いたします。資料№.１－１をご覧ください。

理事会及び理事研修会は、１月１４日水曜日に東京自治会館で行われました。

初めに、理事会についてですが、１件の報告事項及び５件の議題等がございましたが、全て了承となりました。なお、議題等（３）令和７年度研修会についてですが、第２回は２月２７日金曜日午後２時から、東京自治会館の講堂で行われますが、当初予定していた講師が登壇できなくなったことから、代わりに慶應義塾大学総合政策学部教授、中室牧子氏を講師に招き、教育に科学的根拠を、というテーマで実施されることになりました。

また、（５）その他のア、令和８年度研修会についてですが、第１回は、オンラインでの研修、第２回は対面での研修となり、６月の研修推進委員会でも内容を検討するとのことでした。

次に、理事会終了後に開催されました理事研修会についてご報告いたします。資料№.１－２をご覧ください。

東京都多摩教育事務所、小島貴弘所長より、教育行政の課題とその取組として、五つのテーマについてお話しいただきました。

研修テーマの一つ目は、東京都総合教育会議についてです。昨年10月に開催された会議では、テーマを都立高校の魅力向上の取組、AI時代に活躍できる人材の育成に向けて、とし、AIが発展する未来に向けた教育活動について議論がなされたとのこと。会議で使用された資料を基に、都立高校においては、生成AIなどの新分野のデジタル教材の開発を進めていること、令和7年5月から、都立学校全校に生成AI環境が整備されていることなどが紹介されました。

二つ目は、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン（素案）についてです。ガイドラインでは、学校・家庭・地域が連携する上で目指すべき方向性として、三つの基本方針を掲げ、その実現に当たって、当事者間で守るための五つの基本ルールを定めるなど、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた対応方針が示されています。

ガイドラインは年度内に策定され、令和8年度から都立高校に適用される予定ですが、市町村においても活用できるとのことです。

三つ目は、令和8年度教育庁所管事業予算見積についてです。現在は査定段階のため、要望時点の資料となりますが、令和8年度に向けた東京都教育庁の新規事業等のうち、公立小・中学校に関する事業について説明がありました。

幾つか例を挙げますと、グローバル人材の育成として、公立中学校において、英語スピーキング力向上に向けたAIの活用強化、不登校施策の更なる充実として、中学校におけるチャレンジクラスの設置の拡大、中学校を巡回して支援を行う教員の配置の拡大、教員の働き方改革として、学校・教員以外でも担うことが可能な業務についての外部委託の推進、朝の居場所づくりとして、平日朝の時間帯のこどもの居場所づくりに対する支援の拡大などの事業について、予算を要望しているとのことです。

四つ目は、多摩教育事務所全体計画についてです。多摩教育事務所では、東京都多摩地区教育推進委員会に力を入れていること、教員の学習指導力等の向上の支援を目的とした指導訪問を行っていることなどが紹介され、是非活用してほしいとのことでした。

五つ目、その他では、事件、事故が発生した際の初動対応について、多摩教育事務所からも助言ができることから、頼ってほしいとの話がありました。

東京都では、従来からの取組は引き続き進めつつ、さらに生成AIの積極的な活用など、未来の東京を見据えた新たな取組を進めています。デジタル技術の進化により、こどもを取り巻く環境は急速に変化しており、小平市においても、AIの活用がますます重要になると感じましたので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私からの報告は以上でございます。

○青木教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○青木教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 定期監査の結果について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 定期監査の結果についてを報告いたします。

この度、教育総務課、施設更新担当課長、学務課、指導課、学校支援担当課長、教育施策推進担当課長、小平第十小学校、小平第十五小学校及び小平第五中学校が、令和7年4月1日から令和7年8月31日までに執行した財務に関する事務及びその他の事務に対し、監査委員による監査を受けました。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一部、契約事務等におきまして、指摘事項及び意見・要望事項がございました。

今後は、このような指摘等を受けることがないように、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。なお、今回の指摘事項につきましては、措置を講じた後、監査委員に通知するものとされておりますことから、改めて講じた措置の報告をさせていただきます。

○青木教育長

次に、(2) 小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(2) 小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

2月17日火曜日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で延べ178学級、中学校で延べ60学級でございます。なお、小学校9校、中学校1校において学年閉鎖をしております。

今月新たに報告するものは、No.140以降の45件でございます。各学校に情報を提供するとともに、感染症対策に努めてまいります。

○青木教育長

次に、(3) 小平市立学校の学校給食費の改定について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(3) 小平市立学校の学校給食費の改定についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

本件は、食材料費の高騰が続く中、令和8年度以降の学校給食費の金額を、資料下段の表に記

載の金額のとおり改定するものでございます。

改定に当たっては、教職員、保護者の代表者、学校経営協議会委員を対象としたアンケートを実施し、学校給食費の改定は食材費が高騰している中ではやむを得ない、給食の質を維持してほしい、といった趣旨のご意見を多くいただき、今回の改定について一定のご理解をいただいております。

本アンケートの結果等を踏まえて、最終的に小・中学校の校長会において、学校給食費の改定額を決定したものでございます。

○青木教育長

次に、（４）いじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告について、説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

事務局報告事項（４）いじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

令和6年6月市議会定例会において、全会一致で採択された請願第7号において、いじめ重大事態調査報告書でなされた提言を実施するための計画を立て、その実施状況を半年に1回の頻度で市教育委員会定例会に報告することが求められております。半年に1回の報告については、毎年2月及び8月の教育委員会定例会において報告いたします。詳細につきましては、本橋学校支援担当課長から説明させます。

○本橋学校支援担当課長

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会から令和6年度のいじめ重大事態調査報告書において受けた提言に係る取組の報告をいたします。

初めに、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会から令和6年度以降受けた提言といたしまして、学校への提言と教育委員会への提言に分けて記載しております。学校への主な提言といたしましては、いじめを許さない指導や相談体制の充実、いじめ防止対策推進法の定義に基づいたいじめの認知や学校いじめ防止基本方針に沿った対応の実施のほか、学校いじめ対策委員会の定期的な開催及び学校経営協議会等との連携などがございました。また、教育委員会への提言といたしましては、各学校において、いじめ防止や対応に係る研修を年間3回以上行い、教育委員会に報告するよう指導すること、学校訪問や研修会の機会に、教職員がいじめへの認知力・対応力・指導力を高められるように具体的な事例に基づき指導・助言すること、不安や悩みを抱えた児童が安心してSOSを出すことができるように、スクールカウンセラーなど教育相談窓口の周知の徹底を図ることなどの提言がございました。

2ページをご覧ください。この提言を受けた令和7年度を取組状況につきましては、資料に記載のとおりでございますが、主なものといたしまして、年間3回以上のいじめ防止授業及びいじ

め防止校内研修の実施につきましては、小平市いじめ防止基本方針に基づき、各学校で計画的に実施いたしました。

上から四つ目の東京都教育相談主任設置校の指定につきましては、本年度、小平第二中学校が教育相談主任設置校の指定を受けておりますので、2年目となる来年度にその成果を検証し、全校に共有する予定でございます。

上から六つ目の長欠シートの改善につきましては、欠席日数が10日以上となった児童・生徒の報告について、従来は長期欠席の理由が病気や経済的によるものは報告の対象外としておりましたが、本年度からは病気や経済的な理由による児童・生徒についても全て報告するよう改めるとともに、提出の頻度を学期に1度から毎月提出することとし、丁寧な状況把握に努めております。

一番下の特別活動の推進といたしましては、国の生徒指導提要に基づく発達支持的生徒指導の考え方を踏まえ、各学校で児童・生徒が主体的に、自らの生活をよりよくする取組について考え、実践しております。本年度の児童会・生徒会サミットは、テーマを「自分たちが住む地域のために何ができるか考えよう」とし、各学校で児童・生徒がまとめたまちづくりのためのキーワードや文章等を持ち寄り、中学校区ごとに話し合い、各中学校区の「まちづくり宣言」を作成し、各学校で具体的な取組を行っております。このような取組により、学校生活の様々な場面で、児童・生徒が自主的に話し合い、誰もが安心して過ごすことができる場を築けるよう努めてまいります。

最後に、3の提言を受け令和8年度に取り組む内容でございますが、2月9日に開催された教育委員会臨時会においてご説明した令和8年度の主要事業にも位置付けている学校いじめ防止基本方針を基にしたいじめの未然防止に関する取組の推進や、いじめ防止授業及びいじめ防止校内研修の実施のほか、相談窓口の周知徹底及び児童・生徒が相談しやすい体制づくりの推進について各学校に指導・助言してまいります。

○青木教育長

次に、(5)小平市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

事務局報告事項(5)小平市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、令和8年4月1日に施行されることに伴い、服務監督教育委員会である市教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するための方針について定めるものでございます。

初めに、1、策定の目的でございますが、法改正に伴い、服務監督教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることと規定されたことから、小平市立小・中学校に勤務する教育

職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランス及び働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量及び健康確保の適切な管理を行う計画を策定するものでございます。

3、計画対象期間でございますが、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間といたします。

4、計画に位置付ける内容でございますが、時間外在校等時間及びワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標値を設定するほか、国が示す学校と教師の業務の3分類のうち、重点的に取り組む事項や、健康及び福祉の確保に関する取組を位置付けてまいります。

5、計画策定上の留意事項でございますが、策定した計画は、総合教育会議において報告するとともに、市議会へ情報提供を行い、市ホームページにおいて公表いたします。

なお、学校においては、各学校が講ずる業務量管理・健康確保措置を、学校運営に関する基本的な方針に明記し、学校経営協議会の承認を得ることとなります。

このことにより、学校経営協議会が教育職員の業務量について把握し、学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方等について協議し、体制構築等を行うことで、働き方改革をより一層進めていくことが期待されます。

裏面の6、計画策定の体制でございますが、教育委員会部課長で構成する検討会議を設置し、計画策定の検討をいたします。

また、校長会等を通して、計画案に対する学校からの意見を聴取いたします。

最後に、7、策定のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

○青木教育長

次に、(6)国史跡鈴木遺跡整備基本計画(案)について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(6)国史跡鈴木遺跡整備基本計画(案)についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

本計画は、令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡の、今後の整備の指針となる計画でございます。

詳細につきましては、田野倉文化スポーツ課長から説明させます。

○田野倉文化スポーツ課長

国史跡鈴木遺跡整備基本計画(案)についてご説明いたします。資料No.7-1をご覧ください。

1、計画策定の背景から、6、計画案の概要までにつきましては、昨年12月18日の教育委員会12月定例会で素案に関する説明をした内容から変更はございません。

7、市民意見公募手続(パブリックコメント手続)の実施結果でございます。

資料No.7-2、市民意見公募の結果についてをご覧ください。

期間は、本年1月5日から2月3日まで行い、8人から8件の意見提出がございました。

主な意見といたしましては、整備内容、整備後の活用、地域や市民等との連携などでございます。

意見に対する対応といたしましては、反映済みが4件、参考意見が4件でございます。

反映済みとした意見でございますが、番号3番、4番、7番、8番でございます。整備内容や地域や市民との連携についての意見ございました。

参考意見とした意見につきましては、主に整備ではなくソフト面での鈴木遺跡との関わり方やイベント等のご意見ございました。

資料No.7-1にお戻りください。

8、計画素案からの変更点でございます。

文化庁や検討委員会の専門家からの意見を受けまして、追加している内容がございます。文化庁からは、主に整備内容の前提となる課題等について、より明確化する必要があるとの意見があり、保存管理等用地全体の課題、用地の管理状況、既存の案内看板や開催イベント、鈴木遺跡資料館の現状を追記したものでございます。

第5章の整備基本計画の計画内容につきましては、変更はございません。

おわりに、9、今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。昨年12月定例会で素案に関する説明をした内容から変更はございません。

○青木教育長

次に、(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

今回報告いたしますのは8件で、毎年、若しくは過去に承認しているものでございます。

○青木教育長

ここまでの事務局報告事項について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○川辺委員

資料ありがとうございます。質問からお願いします。

資料No.3の臨時休業措置ですけれども、2月に入って、急激にお休みの児童・生徒が増えていると私も日常で感じています。どのような理由で学級閉鎖になっているか、また、対策がございましたら教えてください。

それから、意見をお伝えしたいと思います。

まず、資料No.2の監査ですけれども、きちんとチェックしていればというものが多いと思うので、ぜひ二重にチェックするなり、取り組んでいただけたらと思います。

これは質問となりますが、資料No.5のいじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告ですが、こちらを学校にどのように周知しているのか、各学校の各学年、また先生方に、どのように徹底し、周知しているのか、具体的に教えていただけたらと思います。

私たちとしても、学校訪問などで伺ったときに、しっかりと見て、しっかり言わせていただいて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、資料No.7の鈴木遺跡ですけれども、パブリックコメントで寄せられた意見を見させていただきましたが、こんなにすごい遺跡があるのに知らない、もっと周知してほしい、そのような意見がございまして、私も同じ意見で、せつかくこれだけの基本計画を出していただくので、市内や市外に誇れるような施設となるよう、是非取り組んでいただけたらと思います。

○青木教育長

ご質問は2点ということですのでよろしいですね。

まず、欠席の理由についてお願いします。

○利光学務課長

感染症の欠席の理由でございまして、今回の対象としている期間において欠席した人数は、536人でございます。欠席の理由といたしましては、インフルエンザが197人、コロナにつきましては一人ということで報告を受けてございます。

それから、対策といたしましては、こういった状況を学校等と共有するとともに、手洗いでありますとか、換気でありますとか、咳エチケットというような基本的な対応をしていただくよう注意喚起をしているところでございます。

○青木教育長

それでは、いじめの報告書について回答をお願いします。

○山下教育施策推進担当課長

各学校や教員への周知方法でございまして、まず、各学校が教育課程、年間の計画を編成する際に、その説明におきまして、各学校では年間3回以上のいじめ防止授業をやること、また、いじめ防止研修を実施すること等について、全校に説明をしております。合わせて、学校いじめ防止基本方針の見直しにつきましては、各学校の実態を踏まえて、学校の実情に合ったものを作成するように、各学校に周知しております。

また、年度当初におきましては、校長、副校長の合同会議、または全教員対象の教員研修等において、市のいじめ防止に関する取組について周知するとともに、基本的には毎月、校長会議がございまして、そういった会議を中心に、定期的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に係る取組について、各学校に周知、また、学校訪問の際に適宜指導・助言をしております。

○川辺委員

ありがとうございます。追加の質問ですが、この長欠シートを10日以上お休みした場合に、全て出していただくようになったとお話がありましたが、どこの学校からも、体調や家庭の事情に関係なく出していただくようになって、提出が増えたなど、しっかりと出していただくようになってからの実感を教えていただけたらと思います。

○岡野指導主事

長欠シートを10日以上に切り替えたことに対する変化について、風邪等も含めて10日以上欠席となると、学校によっては100人を超えてくる状況になっております。非常にこの欠席している児童・生徒の状況が見えるようになった反面、支援対象の児童・生徒が不明瞭になっているという新たな課題も出てきております。その点につきまして、次年度に向けて、よりよい方策について、現在検討して進めているところです。

○川辺委員

どうもありがとうございました。

○青木教育長

ほかにいかがでしょうか。

○吉本委員

ご説明ありがとうございます。まず、1点は、事務局報告事項(6)の鈴木遺跡のパブリックコメントについてです。8件の意見の中で、もっとたくさんの人に知ってほしいというものがありました。意見に対する考え方の中に、発信力の強化として、イベント開催案内などを、SNSを通じて幅広く周知と書いてあるのですが、現状で考えている発信方法、SNSであったりというのは、例えば、市に協力いただくのか、鈴木遺跡独自でSNSを始めるのか、そういったものがあれば教えてください。

もう一点は、資料No.5のいじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告について、これは意見として、参考にしていただけたらと思うのですが、1に学校への提言と教育委員会への提言がここに書いてあり、それに基づいて2に令和6年度に受けた提言の令和7年度を取組状況とあるのですが、例えば、いじめを許さない指導の充実を図ることに対して、何をやったのか、これでは分かりづらいです。いただいた提言に対応して、これをやりましたというのを分かりやすく、次回は報告していただきたいです。今、さっと見ただけだと、提言いただいたこと全部に対応しているのかが分かりづらいので、そうしていただきたいと思います。意見です。

○青木教育長

それでは、パブリックコメントについての発信方法について。

○高田文化財担当係長

鈴木遺跡の周知、情報の発信についてでございますが、鈴木遺跡独自のSNS発信は難しいとは考えてございます。現状行っていることといたしましては、市のSNSなど活用することが効果的と考えております。錦城高校の映画研究部と連携して、鈴木遺跡の紹介動画を制作しYouTubeにアップしたりですとか、本年度は多摩北部都市広域行政圏協議会が、観光紹介動画として鈴木遺跡を発信し、動画発信が担当の実感としては反響が大きいと思いますので、こういったものを活用しつつ、そのほかにも鈴木遺跡に関する学術的なシンポジウムや、文化財、鈴木遺跡に関する講演会を組み合わせ、鈴木遺跡の周知を少しでも普及できるよう、邁進してまいります。

○山下教育施策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。先ほどいただきました資料No.5、いじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告の表記の仕方でございますが、こちらは昨年、令和6年の市議会定例会において請願第7号で採択された件でございますが、その際に様々な提言をいただくことになっております。提言を一つ一つ個別のご報告という形ではなくて、教育委員会といたしまして、受けた提言を一旦お受けして施策として、可能な施策として反映し、このように報告をするという形で整理をさせていただいた経緯がございまして、今回このような表記になっておりますということで、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○青木教育長

分かりました。分かりにくいというご意見があったということを受け止めていただいて、改善するべきところは改善していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、阿部教育長職務代理人をお願いします。

○阿部教育長職務代理人

ご報告ありがとうございます。私のほうで質問、意見を含めて4点お願い申し上げます。

1点目ですが、資料No.2の定期監査結果報告書についてご報告をいただきました。川辺委員からも話がありましたけれども、チェックを大切にやっていきましょうという話だったと思います。指摘事項の2番、会計年度任用職員事務についてというところで、(1)に勤務条件承諾した勤務時間と実際の勤務時間が異なるもの、という記載があります。具体的にはどのようなことであったのか、あるいはこれに対しての今後の対応について、何か考えがあれば教えていただきたいと思います。

2点目です。資料No.6、小平市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、これは、教職調整額が4%から5%に上がることにに対して、学校でもワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進しなさいという記述を受けてのことかと思っております。これを見る

と、学校における対応ということで、基本的な方針に明記して学校経営協議会の承認を得ると書かれております。この4月1日から始めるのでしょうか。4月1日から始めるのであれば、小平市としては、具体的にこういった業務管理、それから学校の働き方改革を考えていくというものがあって、それを受けて、学校が行うものという思いもあるのですが、これについて教えていただければと思います。

3点目です。鈴木遺跡の資料No.7-1についてです。非常に楽しみにしております。早くできればいいなと思っているのですが、1ページの3、計画対象期間は令和8年度から令和16年度、これ9年間でしょうか。そして必要に応じて見直しを行うということが書いてあります。これは、この計画の見直しをこの間に行うということなのか、あるいはこのような施設をつくり始めるということなのでしょうか。このスケジュール感について教えていただければと思います。

最後、4点目です。資料No.5、いじめ重大事態調査報告書提言に係る取組の報告ということで、拝見させていただきました。令和6年度に受けた令和7年度を取組状況であるとか、提言を受けて令和8年度に取り組む内容について、学校経営協議会に取組を報告して、各学校の状況を発信していくというところ、とてもいいことだと思っております。ただ、学校経営協議会委員の中には保護者の方もいらっしゃいますので、教育委員会として、何か指導助言等をしていただければと思います。

○青木教育長

それではまず、資料No.2のところ。

○本橋学校支援担当課長

会計年度任用職員の指摘事項についてでございます。こちらの勤務条件承諾書の勤務時間と実際の勤務時間が異なるというところですが、学校に勤務する会計年度任用職員が、本来定められている勤務時間があるのですが、それより早い時間で、早く上がってしまった。本来であれば、そこは年次有給休暇を取得した上で退勤をするというのが流れですが、それを怠り、要は勝手に勤務時間を短くしてしまったという取扱いになっております。

これについては、勤務実績報告書の書式にそういった注意書きが漏れていたというのが一つの要因であると思っておりますので、勤務実績の報告書にしっかりと勤務時間を勝手に変更してはいけないような旨を記載させていただいて、各学校に周知をして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○阿部教育長職務代理者

よく分かりました。ありがとうございました。その件数は結構多いものですか。

○本橋学校支援担当課長

今回の指摘については、1件という形になります。

○阿部教育長職務代理者

ありがとうございました。

○青木教育長

それでは、資料No.6の計画についてですね。4月1日からかというところと、あと小平市としての取組ということをお願いします。

○寺本教育指導担当部長

各学校が取り組むために、今、教育委員会として市の計画を作成しているところです。その作成が、3月31日までには作成をして、4月1日以降には学校にお知らせするように今、進めているところです。

○阿部教育長職務代理者

分かりました。ありがとうございました。そうすると、各学校は4月1日以降、その市の方針を受けて、各学校ではこうやっていきたいと思いますということを学校経営、運営に関する基本方針に明記をして、学校経営協議会の承認を得るという、そういうことでしょうか。

○寺本教育指導担当部長

そのとおりでございます。今、そのような流れで進めるということ、校長会議等では、伝えて、承知してもらっております。

○阿部教育長職務代理者

よく分かりました。各学校、4月1日から、令和8年度が始まるという状況の中で、市の方針が4月1日に示されて4月1日から始めなさいというようなことでは、時間的に少し無理があるという気がいたします。校長会でも了解を得て進めてくださっているということですが、ご配慮いただければと思います。

○青木教育長

ご意見ということでよろしいですか。

○寺本教育指導担当部長

少し、日程がずれたので申し訳ありません。

4月1日にお渡しするというお話をしたのですが、スケジュールは7番にありますように、3月19日以降には市議会への情報提供と、市ホームページ掲載がありますので、それ以降には学校にまずお伝えすることができるという流れです。

○青木教育長

それでは次に、鈴木遺跡についてお願いします。

○高田文化財担当係長

事業計画の必要に応じて計画の見直しについてでございますが、今回策定いたしました整備基本計画の内容につきましては、基本的にはこの内容で進めていきたいというものではございます。

ただ、市の今後の財政状況から、多少なりともスケジュール調整が発生したりですとか、計画を作成した後は工事の設計などに入っていくのですけれども、設計及び工事に当たり史跡整備の外部有識者委員会を組織するよう文化庁から指導を受けておりまして、その外部有識者委員会の指導を受けながら、設計内容を固めていくというような状況もございますことから、そこで多少の修正はあり得ますので、このような表記にさせていただいております。基本的には本計画のとおり進めたいと考えております。

○阿部教育長職務代理者

よく分かりました。ありがとうございました。

○青木教育長

続きまして、資料No.5、守秘義務等についてお願いいたします。

○本橋学校支援担当課長

学校経営協議会において、いじめ防止を図る取組について情報共有を行うというところですが、学校経営協議会委員の皆様には、守秘義務が課されておりますので、その辺りをしっかり守っていただいて情報共有していただくことが必要だと考えております。

○阿部教育長職務代理者

その点についても十分確認いただければと思います。ありがとうございました。

○青木教育長

ほか、いかがでしょうか。

－ 「なし」 の声あり －

○青木教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

ここで職員入替えのため、暫時休憩といたします。

－ 暫時休憩 －

(協議事項)

○青木教育長

会議を再開いたします。

次に、協議事項を行います。

(1) 令和7年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

協議事項(1) 令和7年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。資料No.1 2をご覧ください。

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、教育委員会として表彰を行うに当たり、小平市教育委員会表彰等に関する規程に該当する16名について、ご協議いただきたいと存じます。

なお、前回ご協議いただいたものを含めると、対象者は51名、2団体となります。詳細につきましては資料をご覧ください。

○青木教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。被表彰候補者一覧は、個人情報を含んだ非公開資料になりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

－ 「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんでしょうか。

－ 「異議なし」の声あり－

○青木教育長

次に、(2) 小川駅西口複合施設の開設スケジュール等に関する協議について、説明をお願いいたします。

○足立地域学習担当部長

小川駅西口複合施設の開設スケジュール等に関する協議についてを説明いたします。資料No. 13の次のページの教育委員会資料①小平市小川駅西口複合施設開設スケジュール等についてをご覧ください。

市では、令和8年度完成予定の小川駅西口複合施設に、小川西町公民館、小川西町図書館、男女共同参画センターひらく、市民活動支援センターあすびあを移転いたします。なお、施設の愛称は、公募により、小川パレットに決定しております。

それでは、各施設の移転、開設スケジュールについてご説明いたします。

(1) 小川パレット、複合施設全体につきましては、本年8月に建物の引渡しを受けた後、什器の搬入や開設準備を始め、11月1日に施設をオープンいたします。

(2) 小川西町公民館につきましては、現在の場所では9月30日まで開館いたします。10月1日から閉館し、移設準備を行い、11月1日から新施設での運営を開始いたします。

(3) 小川西町図書館につきましては、現在の場所では7月30日まで開館いたします。8月1日から閉館し、移設準備を行い、11月1日から新施設での運営を開始いたします。

(4) 男女共同参画センターひらく及び(5) 市民活動支援センターあすびあにつきましては、閉館期間を設けずに、順次移設準備を進め、11月1日に新施設での運営を開始いたします。

なお、閉館や開設のスケジュールについては、令和8年度に入りましたら、市報やホームページなどで周知してまいります。

次に、教育委員会資料②小平市小川駅西口複合施設条例施行規則等の制定についてをご覧ください。

項番1、規則等制定の理由でございますが、令和6年12月23日に制定された小平市小川駅西口複合施設条例の規定に基づき、条例の施行に必要な事項を定めるため、新たに小平市小川駅西口複合施設条例施行規則を制定し、手続等を進めてまいります。合わせて、小平市小川駅西口複合施設条例の施行期日を定める規則を制定し、複合施設の開館日を令和8年11月1日といたします。

なお、公民館など、移転する各施設に係る既存の条例の施行規則につきましても、必要な改正及び廃止を行うこととなります。

項番2、規則の概要でございます。先の令和6年10月の教育委員会定例会において、意見聴取をいたしました小平市小川駅西口複合施設条例につきましては、新たな公共施設の設置の目的や所在地、事業、休館日などを定めております。今回制定する規則では、条例に定められていない使用者登録、使用申請、定期利用団体の定義などについて規定することとなります。

(2) 使用者登録でございますが、複合施設の多目的室等を使用しようとする場合は、あらかじめ使用者登録届出書を市長に提出し、登録を受けなければならないことを規定いたします。

(3) 使用申請等でございますが、複合施設の使用申請をしようとする場合は、使用申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと、また、例外的な取扱いとして、①から④

の受付期間前に申請を受け付けることができる事業等を規定いたします。

(4) 定期利用団体の定義でございますが、①社会教育関係団体で、市長が指定するもの。②男女共同参画社会の形成の促進を目的とする団体で、市長が指定するもの。③市民の自主的な社会貢献活動を行う団体で、市長が指定するもの。④その他市内で活動する団体で、市長が指定するものと定めてございます。そのほか、使用の変更、取消し、使用料の減免や還付等に関する事項についても規定いたします。

小川駅西口複合施設は、市長所管の施設となりますが、現在の公民館条例施行規則などを参考に、これまで公民館等を利用していた方々が、小川駅西口複合施設においても従来どおりの使用ができるよう手続や使用料の減免について定めております。

なお、具体的な手続方法などにつきましては、令和8年度以降に、市報やホームページなどで周知してまいります。

次に、項番4、施行日につきましては、条例の施行日と合わせて、令和8年11月1日といたしております。

○青木教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

私から一つよろしいでしょうか。

小川パレットという名前、公募で付けられたということですがけれども、小川はまちの名前で、パレットというのは何か、市の思いとか、意味とか、何か思っつけられたのでしょうか。名前の由来などを教えていただきたいと思っております。

○横山地域コミュニティ担当課長

今回の小川パレットという愛称についてですがけれども、今回、公募でこの小川駅西口複合施設について愛称の募集をしまして、その募集で集まった案の中から、審査で三つにまず選びまして、小川パレットと、小川プラスと、あと、45クロス小川という、4階と5階に施設ができるので、数字の45で始まる45クロス小川という三つの愛称が候補として残りまして、この三つで投票を行いました。

投票の結果、小川パレットと小川プラスが結構僅差だったのですがけれども、最終的に小川パレットが1位となりまして、小川パレットに決まりました。

愛称を提案していただく際には、その愛称に込めた思いや理由などの説明も付けていただいています。説明も込みで審査や投票を行っております。小川パレットにつきましては、いわゆる絵の具を使うときのパレットのことをイメージしておりまして、色とりどりの、多世代の多様な

活動がここで合わさって行って、カラフルな色で、それぞれの未来を描いていくような、そういう良い施設になってほしいという願いを込めた愛称ということで提案していただいたものが、最終的に投票で1位になったということでございます。

○青木教育長

すてきなメッセージをありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、このことにつきまして、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

ここで職員退席のため、暫時休憩といたします。

－暫時休憩－

(議案)

○青木教育長

会議を再開いたします。

次に、議案の審議を行います。

議案第33号、小平市教育委員会統括係長の認定等に関する規程の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第33号、小平市教育委員会統括係長の認定等に関する規程の制定についてを説明いたします。

本案は、令和8年度から課長補佐を廃止し、係長相当職にある者のうち、特に高度な事務処理の能力を有する職員を統括係長に認定し、重要かつ困難な事務の処理を行わせるとともに、その他の職員を支援する役割を担わせることから、認定等に係る規程を制定するものでございます。

詳細につきましては、細村教育総務課長から説明させます。

○細村教育総務課長

規程の内容につきましてご説明いたします。

初めに、第1条、目的について。本規程は、統括係長の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

次に、第2条、統括係長の認定について。統括係長は、係長又はこれに相当する職にある者のうちから、特に高度な事務処理の能力を有する職員を教育長が認定いたします。

第3条、統括係長の役割について。統括係長に認定された職員は、重要かつ困難な事務を処理するとともに、その他の職員を支援する役割を担うこととなります。

第4条、認定の取消しについて。教育長が統括係長の認定を取り消すことができる旨を規定いたします。

施行期日は、本年4月1日を予定いたしております。

なお、課長補佐の廃止に伴う規則等の改正につきましては、次回3月の定例会に議案を提出する予定でございます。

○青木教育長

質疑に移ります。

○吉本委員

課長補佐を廃止して、統括係長にすることによる違いがまだ見えないので、そこをもう少し詳しく教えていただきたいです。

○細村教育総務課長

きっかけといいますか、定年の延長が入ってきたことによりまして、少し職員体制の見直しを進めるというところで、課長補佐となりますと、管理職になります。給料表というものがありませんけれども、課長補佐ですと、課長と同じ4級という給料の表になります。今回、様々見直しをする中で、小平市は、多摩26市で職員に占める管理職の割合が高いというところや、課長補佐の職務も管理職であるとともに係長も兼務しておりますので、少しその職制が曖昧だということもあり、見直しをしまして、課長補佐ではなくて係長の3級の職で少し整理していくという形にしたと。そうしますことで組織のスリム化が図られますし、また人件費も、係長職の給料表になりますので、少し抑えられると、効果としてはあるというところで、課長職自体は、今なっている職員は引き続き課長職、課長補佐のままなんですけれども、新たな任用のところでは、課長補佐はなくなりまして、統括係長として、今度は認定をしていくということになります。係長の中でもより高度な職責が求められる職になります。

○吉本委員

ありがとうございます。分かりやすかったです。確認ですが、課長補佐だと、課長の給与の表になってしまうので、1個下のランクということですかね。

○細村教育総務課長

係長3級職です。

○吉本委員

係長3級職にするために統括係長というものを新たに作りますという意味ですよね。ありがとうございました。

○細村教育総務課長

役割としまして、今まで管理職でございましたので、課長補佐ですと、議会の答弁などもできる形になりますが、今度、統括係長になりますと、管理職ではないので、議会の答弁もしない形になって、課長が全てに答弁しなければいけないこととなります。

やはり役割としても、少し整理がされて、より課長の組織運営といいますか、マネジメント力の強化を図っていくということだと考えております。

○青木教育長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第33号、小平市教育委員会統括係長の認定等に関する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第34号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

議案第34号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学校運営協議会の承認事項に業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項が追加されたことから、小平市学校運営協

議会規則の改正を行うものでございます。

施行期日は、本年4月1日を予定いたしております。

○青木教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

よろしいですか。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第34号、小平市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第35号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○足立地域学習担当部長

議案第35号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、令和8年11月1日に供用開始予定の小平市小川駅西口複合施設において、当該施設における定期講座等の参加者のための保育、並びに公民館の施設、設備及び備品の公共的利用に係る業務については、指定管理者が担い、小川西町公民館は行わないことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、本年11月1日を予定いたしております。

○青木教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第35号、小平市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、議案の審議を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。

3時30分まで休憩いたします。

午後3時08分 休憩